

第3期 障がい者福祉プラン・こが

～出会うことから始めよう～

古賀市障害者基本計画

平成27年度～平成32年度

(案)

第 1 編 序論

第 1 章 計画の概要

1、計画策定の背景と趣旨

障がい者に対する法制度は、平成 1 5 年度に障がいのある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入され、平成 1 8 年度には障害福祉サービスが一元化され、障害者自立支援法が施行されました。その後、平成 2 5 年度に名称が障害者総合支援法に改められ、利用者負担額や障がい者の範囲の見直し、難病患者を対象に加える一部改正などが行われてきました。

しかしながら、社会環境の激的な変化やライフスタイルの移り変わりにより、ますます障がい者のニーズも多様化していることから、障害者総合支援法の基本理念にもあるように、障がいの有無に関わらず全ての国民が共生する社会の実現が求められています。そのため、本計画は、上記のような改正に対応し、関連法制度の趣旨及び第 4 次古賀市総合振興計画、並びに前計画の課題などを踏まえ策定しました。

2、計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 1 1 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めるもので、障害者総合支援法第 8 8 条第 1 項に定める「障害福祉計画」との整合性をとった計画です。

3、計画の期間

本計画の期間は、平成 2 7（2 0 1 5）年度から平成 3 2（2 0 2 0）年度までの 6 ヶ年とします。なお、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

～	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
	第 2 期障害者基本計画 H 2 2～H 2 6					第 3 期障害者基本計画 H 2 7～H 3 2					
	障害福祉計画 ～H 2 3		第 2 期障害福祉計画 H 2 4～H 2 6			第 3 期障害福祉計画 H 2 7～H 2 9			第 4 期障害福祉計画 H 3 0～H 3 2		

4、計画の推進体制

本計画が実効性のある内容となるように、他の施策などとの関わりも踏まえながら着実に実行していくことが重要となります。そのためにも、関係機関と連携しながら推進及び進行管理に努めます。

また、障害者基本計画に基づく障害者施策推進協議会において、本計画の進捗状況などについての評価・検証を行います。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1、障がい者の状況

手帳の所持者数では、知的と精神においては、それぞれ5%程度の増加傾向にあるものの、身体については、横ばいの推移となっています。

2、アンケート調査結果【表－１】

(1) 調査の対象

①障がい種類別

・身体障害者	79人	(23%)
・知的障害者	137人	(41%)
・精神障害者	71人	(21%)
・障がい児	52人	(15%)

合計 339人

ただし、重複障がいの人がいるため、対象者実数は322人。

②調査方法

対象者に対して、アンケート調査票を発送あるいは訪問による聞き取りとした。発送にあたっては、アンケート調査票に依頼文及び返信封筒を同封して発送した。その後、平成26年9月30日までに回収された有効調査票について集計作業を行った。

③回収状況

対象者322人に対して回収されたアンケート調査票は、158件であり、回収率は49%であった。

(2) 調査結果利用上の留意事項

- ・パーセントは、小数点以下を四捨五入している。
- ・1つだけの回答設問に対して2つ以上の回答をしている場合については、小さい番号を有効回答とした。
- ・回答する設問において、複数回答や解答がない場合も多々あったため、各設問に対して有効に回答があったもの全体を100%とする表示としている。
- ・Nは有効回答者数とする。

<アンケート結果>

(1) 日常生活について

- ・一人で出来るもので最も高いものが「家の中の移動」で79%を占め、最も低いものは「お金の管理」で29%となっている。

(2) 住まい、暮らしについて

- ・現在の暮らしでは、「家族と暮らしている」が76%を占める。
- ・将来の地域生活では、「今のまま生活したい」が69%と最も高くなっている。

(3) 日中活動や就労について

- ・外出の時困ることでは、外出時の「困った時どのようにしてよいか心配」が

15%、「階段・段差が多い」14%、「外出にお金がかかる」13%、「公共交通機関」10%の順に高い。

- ・悩んでいることは何かを尋ねると「収入が少ない」が37%と「職場でのコミュニケーションが上手く取れない」が17%とあわせると50%を超える。
- ・職場体験については、「受けたい」が42%で、「すでに受けている」33%であわせて75%となっている。

(4) 障害福祉サービス等の利用について

- ・現在、利用しているサービスで最も高いものは、「相談支援」で33%となっており、「就労継続支援」が26%、「就労移行支援」20%と続く。
- ・今後利用したいサービスで最も高いものは、「相談支援」で76%となっており、次に「自立訓練」と「就労継続支援」が56%、「就労移行支援」が52%となる。

(5) 相談相手について

- ・普段、悩みや困ったことを相談する相手を尋ねると、「家族や親戚」が28%と最も高く、「施設の指導員」が19%と高くなっている。

(6) 権利擁護について

- ・障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験を尋ねたところ、「ある」と「少しある」と回答した人が75%となっている。
- ・差別を受けたり嫌な経験をした場所では、「外出先」が33%で最も高く、「学校・仕事場」25%、「住んでいる地域」17%となっている。
- ・成年後見制度の認知について、「名前も内容も知っている」が30%となっている。

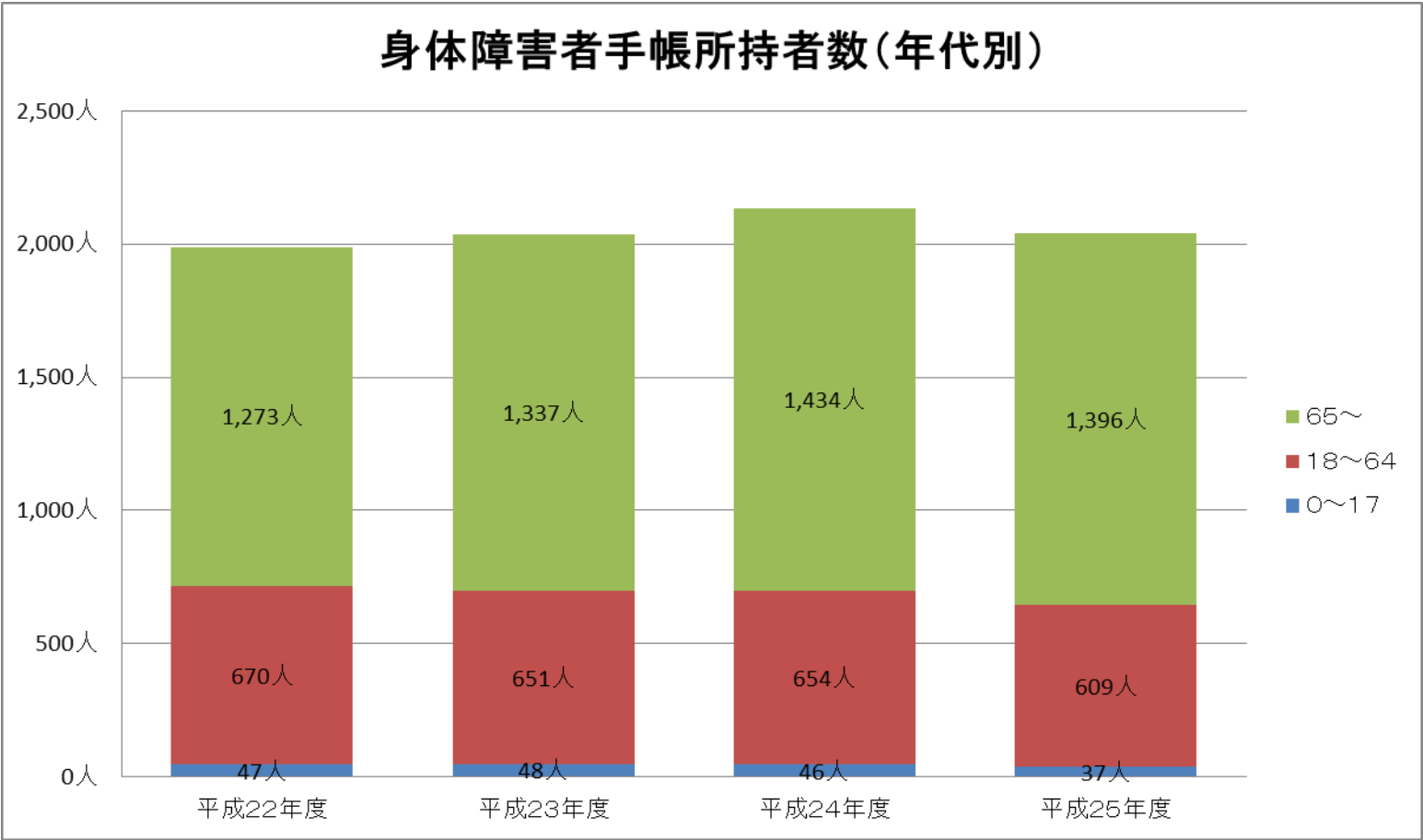
(7) 災害時の避難等について

- ・災害時に1人で避難出来るかについて尋ねたところ、「できない」が54%となっている。
- ・災害時に近所にあなたを助けてくれる人がいるかを尋ねたところ、「いない」が50%であった。

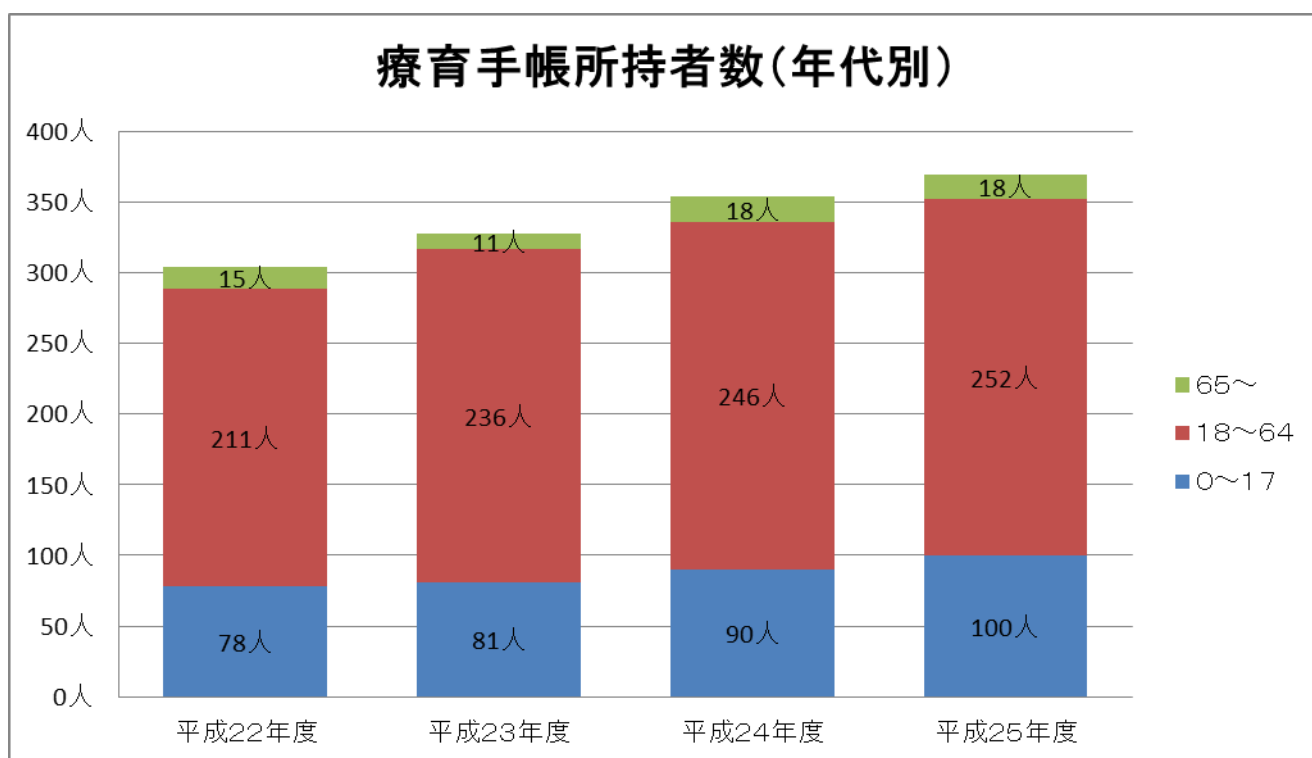
(8) 生活全般について

- ・地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合、その妨げは何かと尋ねると、「一緒に活動する友人・仲間がいない」が25%と最も高く、「コミュニケーションが難しい」が16%、「どのような活動が行われているか知らない」が14%の順に高くなっている。
- ・今の生活で不満なことや心配なこと、悩んでいることでは、「健康上のこと」が24%と最も高く、「経済的なこと」が15%、「老後のこと」12%、「意思疎通が十分に出来ない」11%の順に高くなっている。

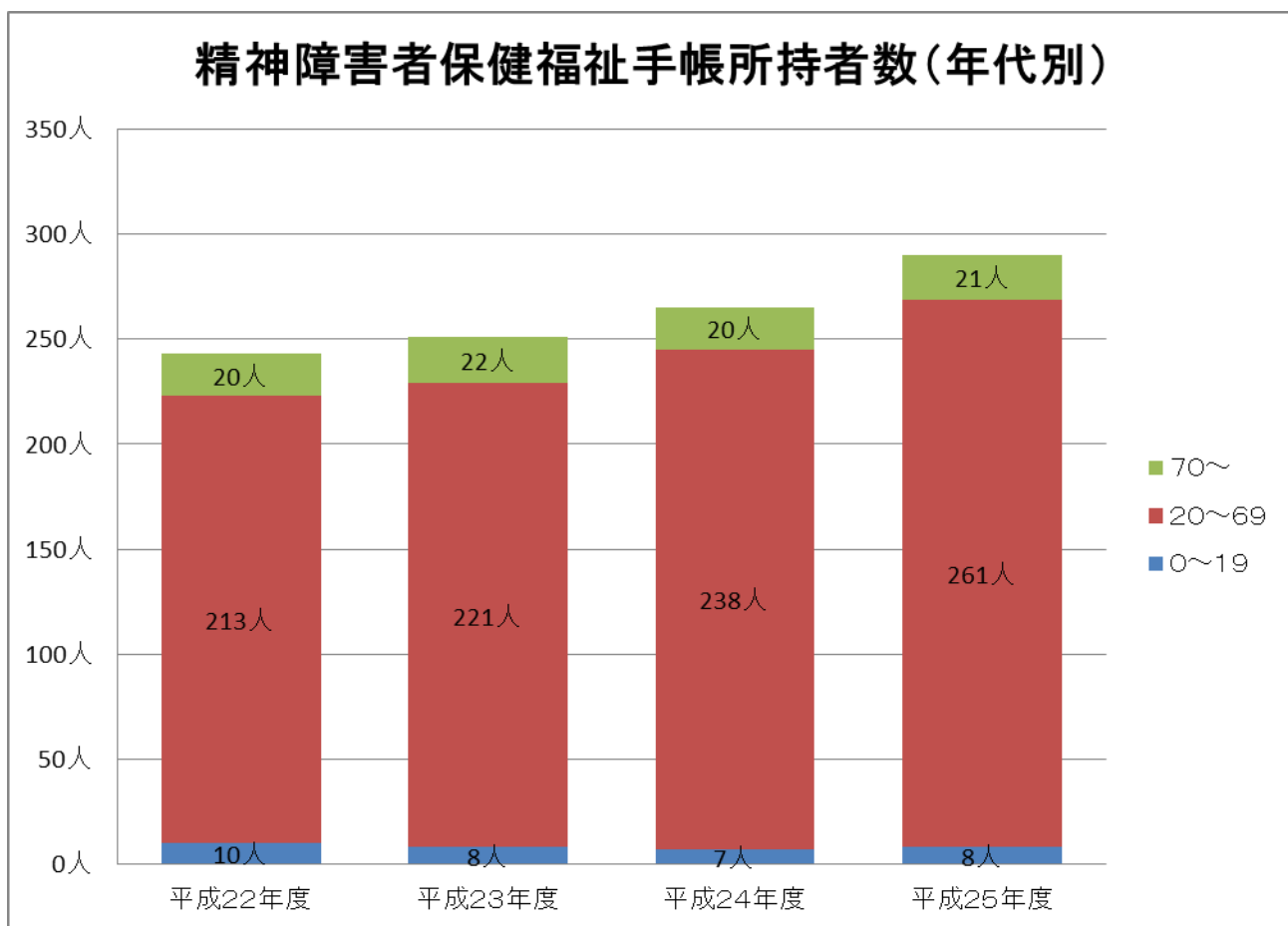
①身体障がい者の状況								
身体障害者手帳所持者数・年齢区分								
交付年度	年齢区分	等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成22年度	0～17	26人	10人	3人	5人	2人	1人	47人
	18～64	205人	113人	102人	148人	65人	37人	670人
	65～	417人	163人	227人	319人	74人	73人	1,273人
	計	648人	286人	332人	472人	141人	111人	1,990人
平成23年度	0～17	27人	10人	2人	6人	2人	1人	48人
	18～64	190人	112人	97人	156人	58人	38人	651人
	65～	431人	172人	226人	359人	72人	77人	1,337人
	計	648人	294人	325人	521人	132人	116人	2,036人
平成24年度	0～17	28人	9人	2人	6人	0人	1人	46人
	18～64	191人	118人	93人	157人	60人	35人	654人
	65～	470人	180人	243人	383人	81人	77人	1,434人
	計	689人	307人	338人	546人	141人	113人	2,134人
平成25年度	0～17	22人	7人	2人	5人	0人	1人	37人
	18～64	173人	107人	97人	142人	58人	32人	609人
	65～	444人	177人	236人	390人	74人	75人	1,396人
	計	639人	291人	335人	537人	132人	108人	2,042人



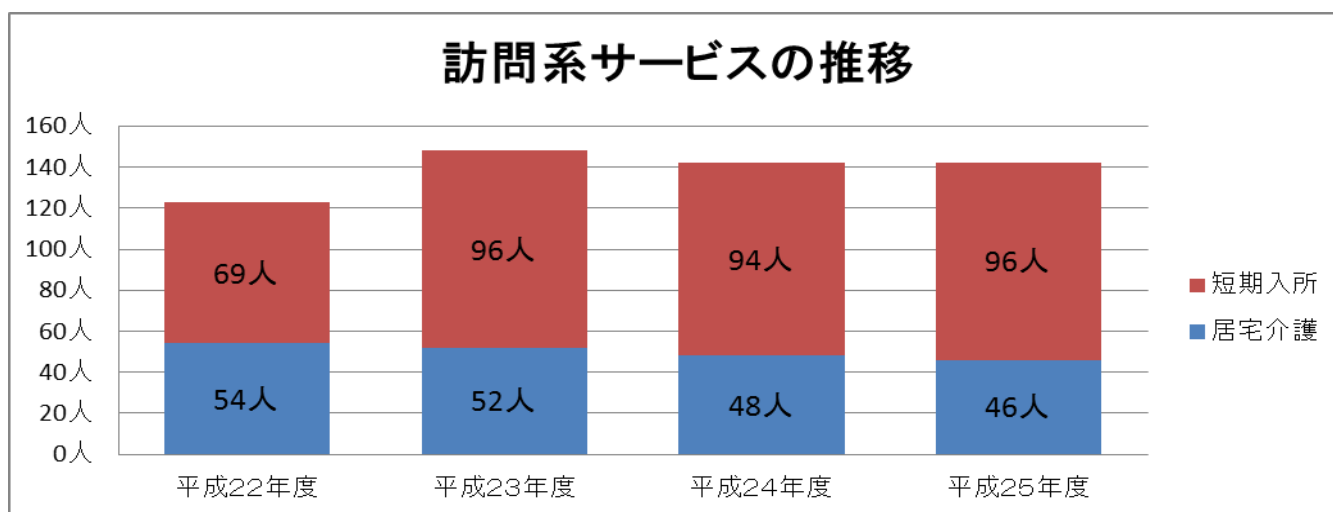
②知的障害者の状況				
療育手帳所持者数・年齢区分				
交付年度	年齢区分	等級		
		A	B	計
平成22年度	0～17	17人	61人	78人
	18～64	112人	99人	211人
	65～	12人	3人	15人
	計	141人	163人	304人
平成23年度	0～17	21人	60人	81人
	18～64	122人	114人	236人
	65～	8人	3人	11人
	計	151人	177人	328人
平成24年度	0～17	25人	65人	90人
	18～64	117人	129人	246人
	65～	15人	3人	18人
	計	157人	197人	354人
平成25年度	0～17	28人	72人	100人
	18～64	122人	130人	252人
	65～	15人	3人	18人
	計	165人	205人	370人



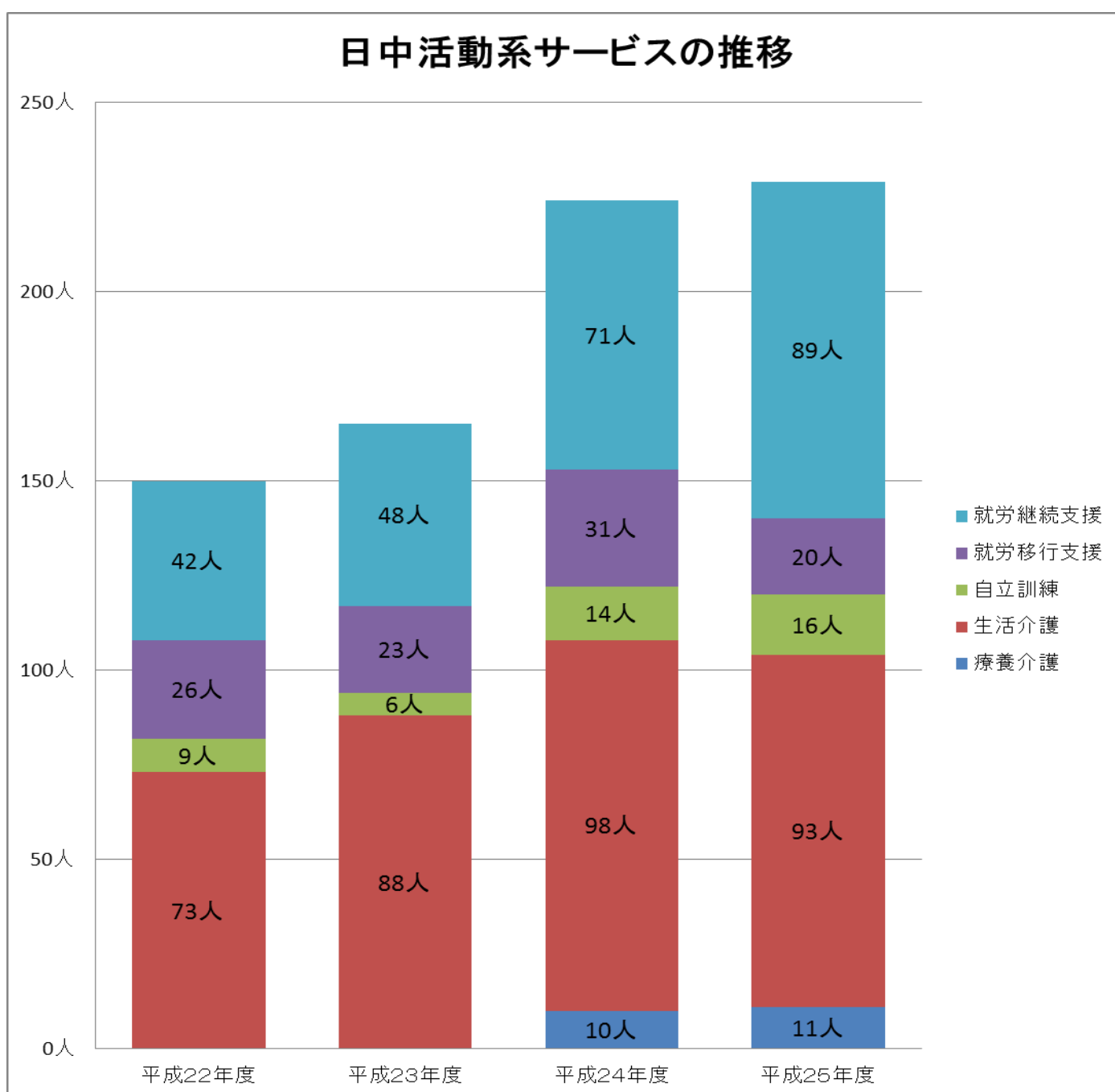
③精神障害者の状況					
精神障害者保健福祉手帳所持者数					
交付年度	年齢区分	等級			
		1級	2級	3級	計
平成22年度	0～19	0人	5人	5人	10人
	20～69	19人	136人	58人	213人
	70～	10人	9人	1人	20人
	計	29人	150人	64人	243人
平成23年度	0～19	0人	3人	5人	8人
	20～69	17人	137人	67人	221人
	70～	10人	11人	1人	22人
	計	27人	151人	73人	251人
平成24年度	0～19	0人	3人	4人	7人
	20～69	19人	143人	76人	238人
	70～	10人	7人	3人	20人
	計	29人	153人	83人	265人
平成25年度	0～19	0人	4人	4人	8人
	20～69	19人	156人	86人	261人
	70～	12人	8人	1人	21人
	計	31人	168人	91人	290人



●訪問系サービスの推移

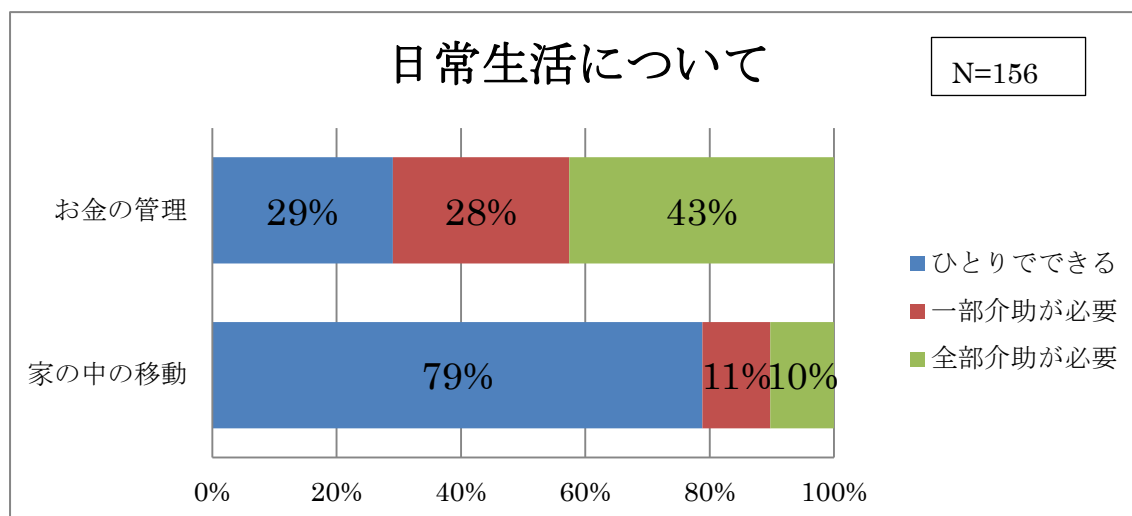


●日中活動系サービスの推移

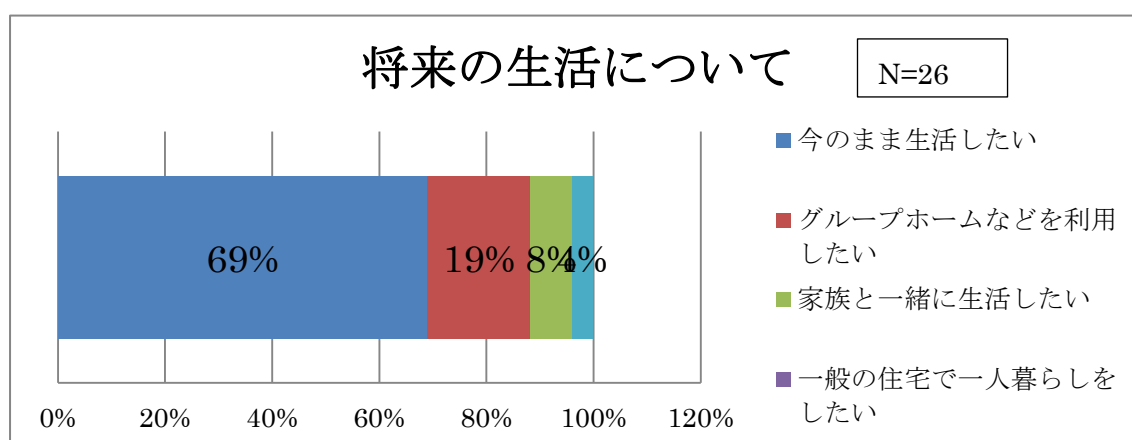
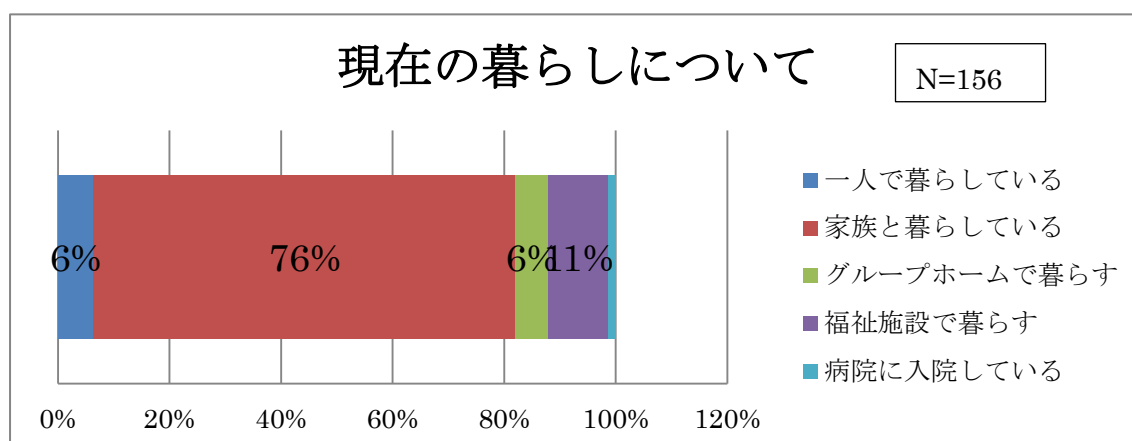


表－1

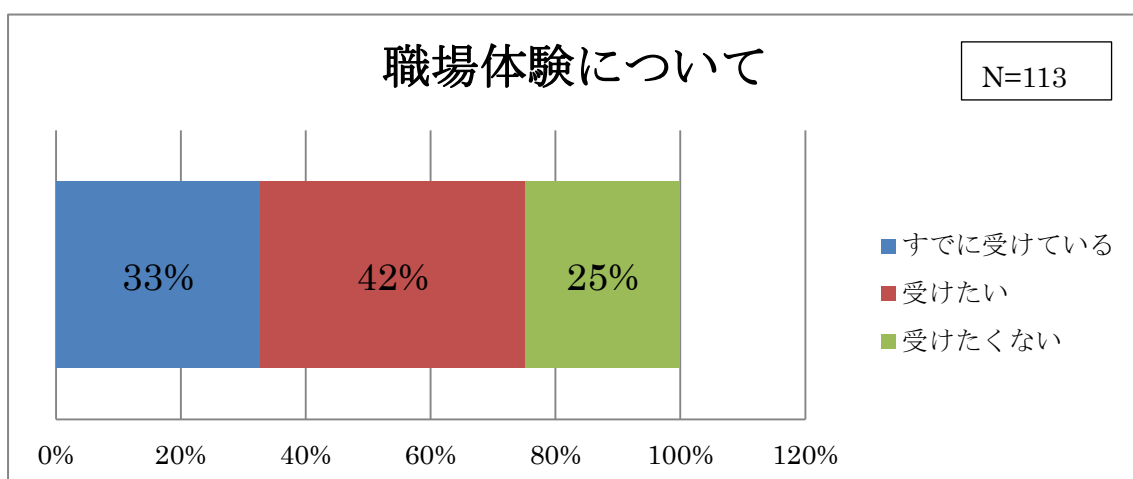
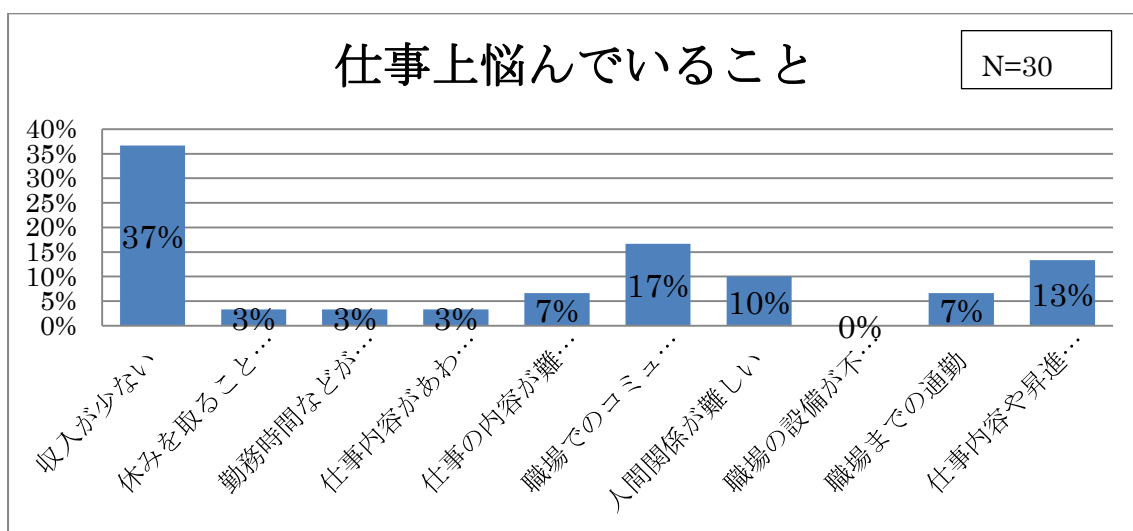
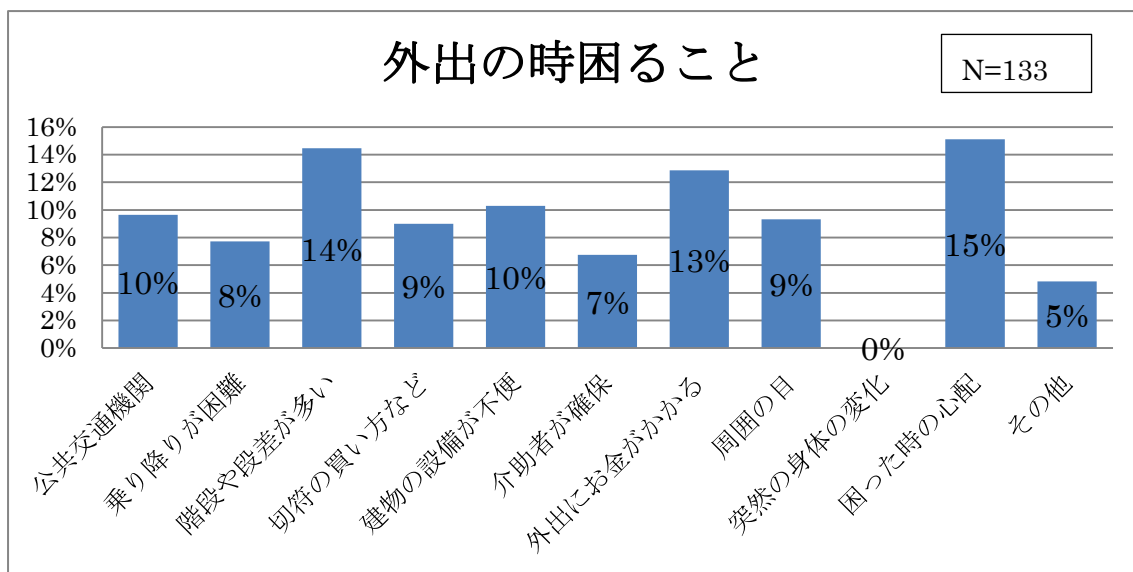
(1) 日常生活について



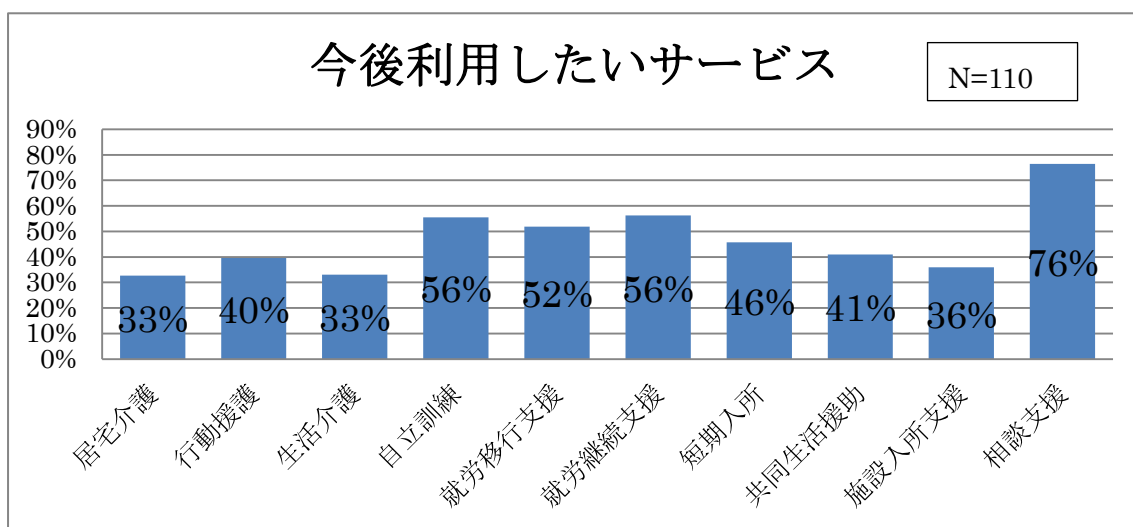
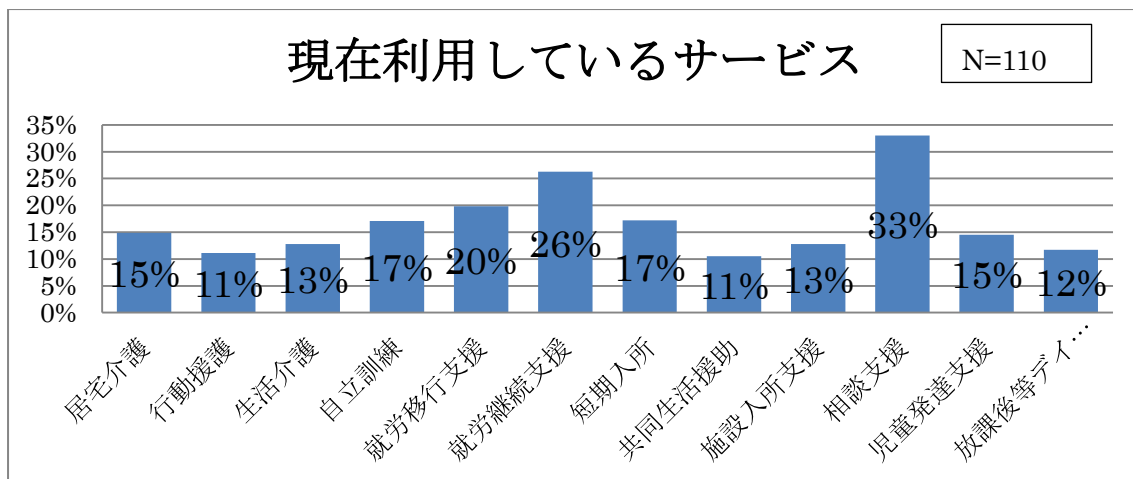
(2) 住まい、暮らしについて



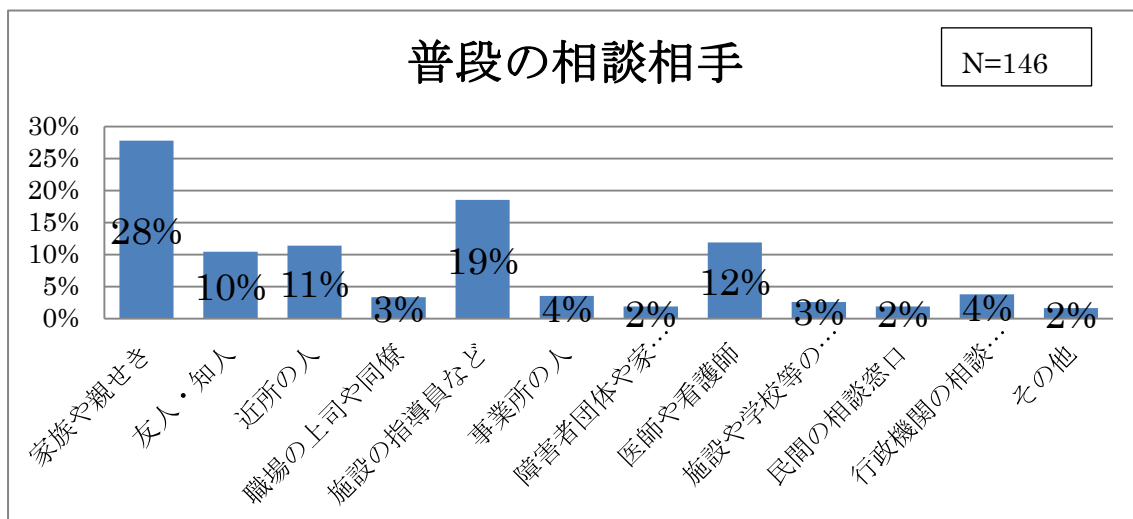
(3) 日中活動や就労について



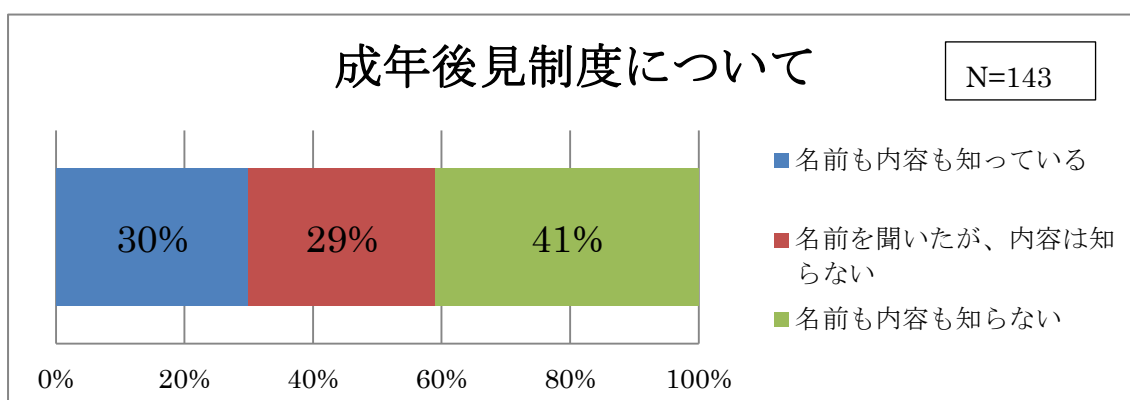
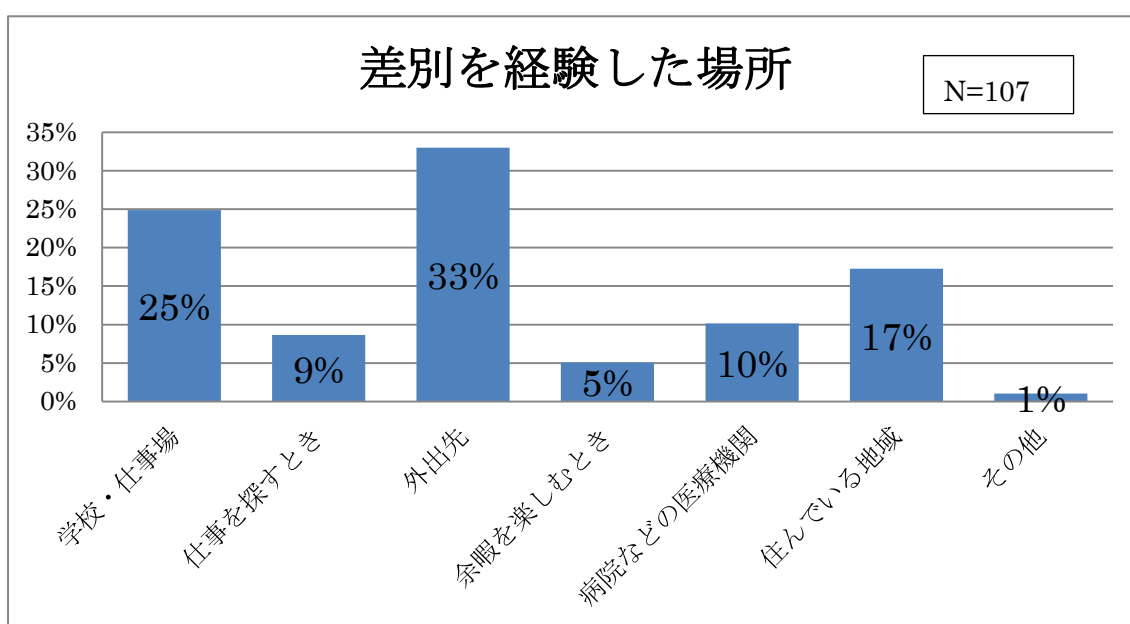
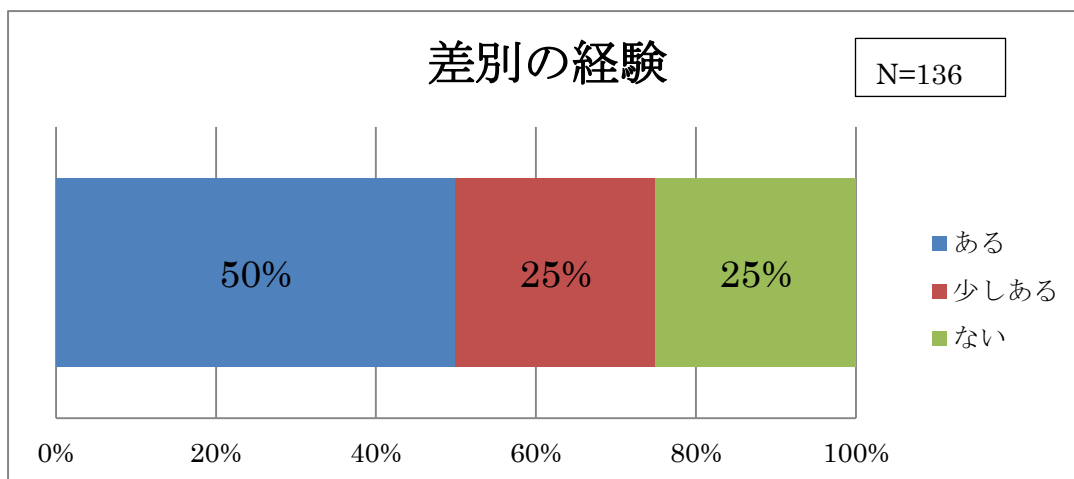
(4) 障害福祉サービス等の利用について



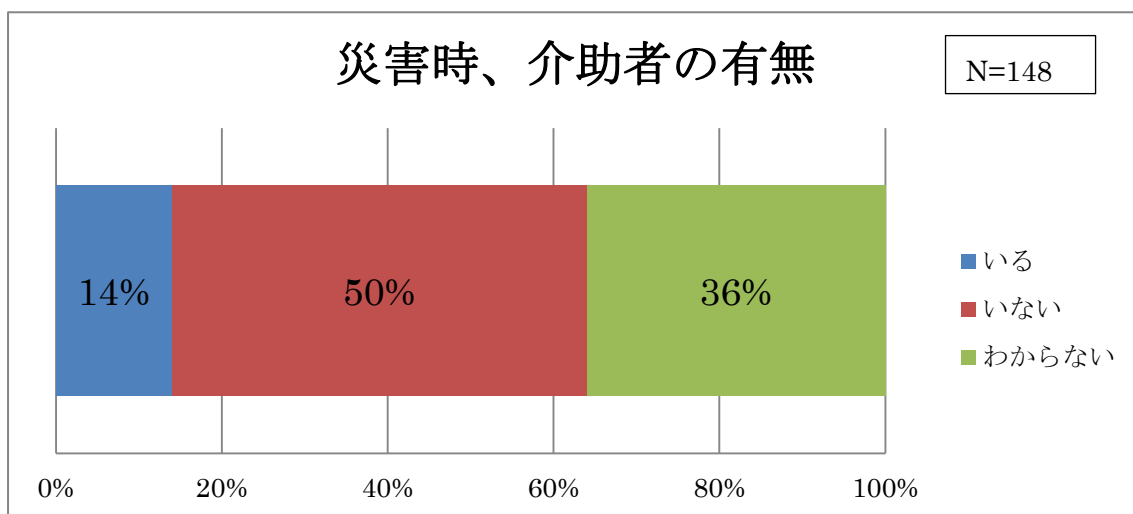
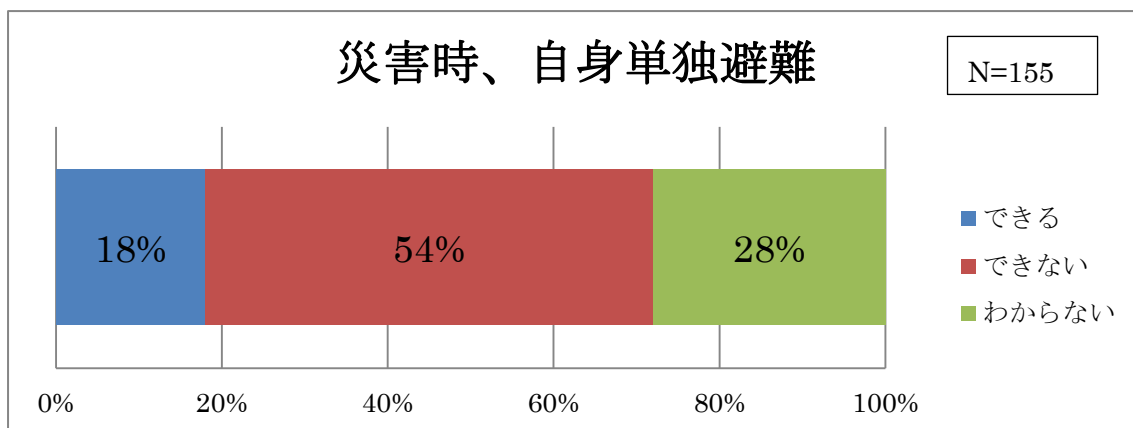
(5) 相談相手について



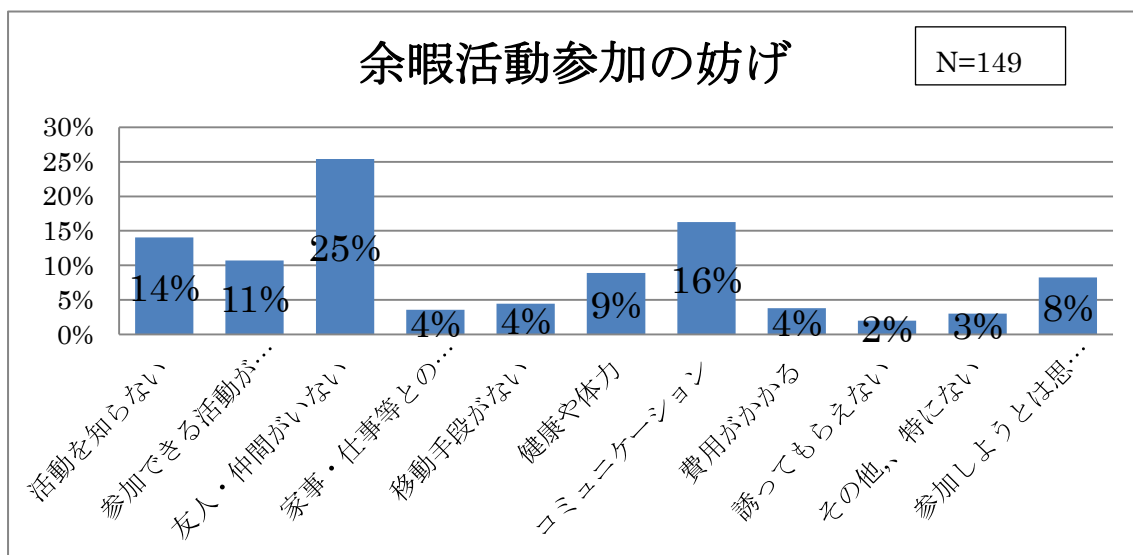
(6) 権利擁護について



(7) 災害時の避難等について

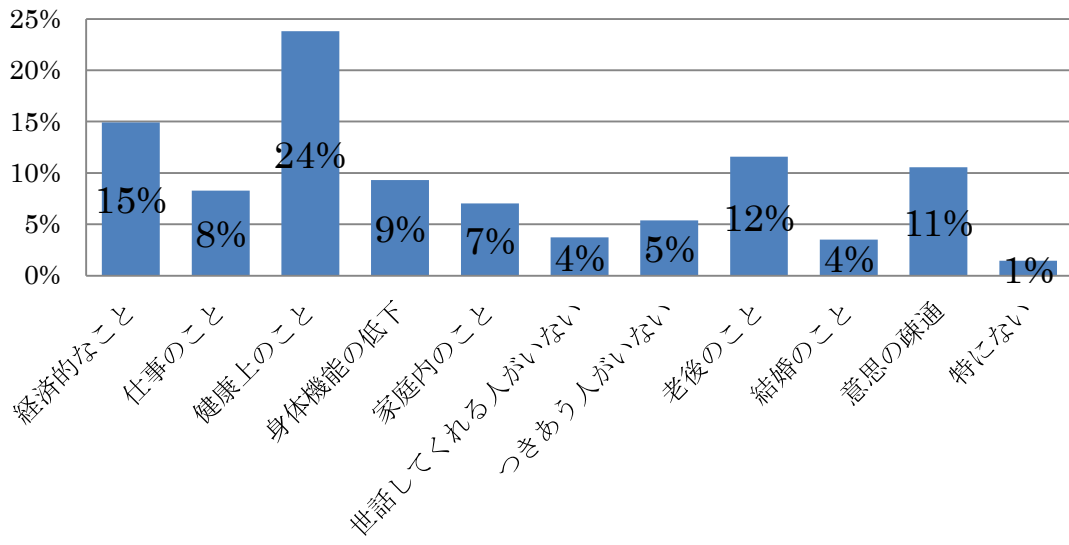


(8) 生活全般について



今の生活での悩みごと

N=146



第2編 基本構想

第1章 計画の基本的な考え方

1、計画の基本理念

『第3期障がい者福祉プラン・こが』は、変遷する法制度の中にあっても、これまでの国の「障害者基本計画」における趣旨や現計画の基本理念を継承し、「住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とします。

2、計画の基本方針

障がい者の生活を基盤とした次の4つの項目を基本方針とします。

(1) 生活の支援

障がい者の地域での生活を支援するために、ライフステージに即した相談事業を行う体制や障がい者のニーズ及び実態に応じた在宅サービス等の充実を図り、地域で様々な障がい福祉サービスが利用できるように取り組みます。

また、医療機関等と連携しながら地域で暮らすための支援の充実、地域医療体制や介護予防体制との連携、各種健康診査の推進などによる障がいの重症化、重複化の予防に努めます。

(2) 社会参加の支援

障がい者の社会参加を支援するために、子どもを含めた障がい者への支援体制の充実を図り、関係機関との連携によるインクルーシブ教育システムの構築、障がい者が文化・芸術やスポーツに参加できる場の提供に努めます。

また、障がい者の就労支援として、企業などに対する障がい者雇用の啓発・促進、障がい者に対する地域の関係機関が連携して行う総合的な就労支援、就労継続支援事業などの福祉的就労の充実と経済的自立の支援に努めます。

(3) 安心・安全な環境づくり

障がい者が地域で安心して安全に日常生活を営むため、住環境の整備やバリアフリーなど障がい者に配慮したまちづくりの推進に努めます。

障がい者を地震などの災害から守るため、古賀市災害時要援護者避難支援プランなどに基づき、共助による地域の協力を図りながら、安全に避難できるよう体制の充実に努めます。

また、消費者被害から障がい者を擁護するため、古賀市消費生活センターなどと連携を図るとともに、その啓発に努めます。

（４）啓発・交流活動の充実

障がいのある人もない人も共に地域で暮らすために、障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及や啓発により、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

また、市の手続きなどにおいて障がい者が適切な配慮を受けることが出来るよう努めます。

障がい者団体やボランティア団体などの活動を周知し、様々な事業と共働することにより、交流の輪を広げたり出会いの場などをつくることに努めます。

3、施策の体系（第3次 H27～ ）

